標柱四号から七一度四九分〇九秒
四九・八一五メートルの地点　五号
標柱五号から一一四度〇一分〇八秒
一三・九九四メートルの地点　六号
標柱六号から一三八度一九分三〇秒
六二・三一〇メートルの地点　七号
標柱七号から一二七度一六分四七秒
二八・六三九メートルの地点　八号
標柱八号から一〇九度一〇分二九秒
四〇・七四九メートルの地点　九号
標柱九号から九九度三八分五四秒
五〇・五〇七メートルの地点　十号
標柱十号から一三三度〇八分一六秒
七・三五五メートルの地点　十一号
標柱十一号から一八五度二二分三七秒
五・九一二メートルの地点　十二号
標柱十二号から二〇九度〇〇分四〇秒
九・八二九メートルの地点　十三号
標柱十三号から二九三度一一分一七秒
三六・六〇二メートルの地点　十四号
標柱十四号から二五一度五五分一四秒
四五・五五七メートルの地点　十五号
標柱十五号から二八六度三四分三八秒
九六・三八〇メートルの地点　十六号
標柱十六号から二〇二度五九分五六秒
一四・一二八メートルの地点　十七号
標柱十七号から二九五度四六分五七秒
一三・〇三一メートルの地点　十八号
標柱十八号から三三四度〇六分二〇秒
六五・八三九メートルの地点　十九号
標柱十九号から二七一度一五分五四秒
三五・一〇八メートルの地点　二十号
標柱二十号から二二〇度四九分一五秒
七・三三五メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から二九七度〇四分五二秒
四七・九六二メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から三〇五度四七分五三秒
四八・一一八メートルの地点　二十三号

**○国土交通省告示第百八十五号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宇都宮谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和四十六年建設省告示第百五十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二号と三号を海津市道三三二八一号線道路敷に沿って結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県海津市南濃町庭田

字中道南　三一二番一地先道路敷　一号

三一二番一　二号及び三号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

野首谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県下呂市焼石

字大洞

三〇九六番　一号
三〇九四番　二号
三〇九五番　三号
三〇九九番　四号
三一〇二番　五号
三一〇二番地先水路敷　六号
三一一三番　七号
三一二四番　八号
三一二一番　十二号
三一四六番　九号
三一八八番　十号
三一八九番一　十一号
三一九一番一　十三号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山すみ谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十二年国土交通省告示第千百六十一号で指定した土地の区域を除く。）

岐阜県高山市荘川町新渕

字山越　五五三番　一号、二号、十一号及び十二号

字中坂ノ上　六三六番二　三号

六三五番二　十号

字山スミ　七八六番　四号及び六号から八号まで

七八一番　五号

字上坂ノ上　六一四番　九号

字上の垣内

三一四六番　九号
三一八八番　十号
三一八九番一　十一号
三一九一番一　十三号

**○関東地方整備局告示第七十五号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から住所等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年三月四日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　22

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

日本確認センター株式会社

三(1)　住所の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 千葉県船橋市山野町135番地2 |
| 変更後 | 千葉県船橋市山野町161番地1 |

(2)　変更年月日

平成二十六年一月三十日

四(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 千葉県船橋市山野町135番地2 |
| 変更後 | 千葉県船橋市山野町161番地1 |

(2)　変更年月日

平成二十六年一月三十日

**○四国地方整備局告示第二十五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月四日

四国地方整備局長　三浦　真紀

その関係図面は、四国地方整備局、同局大洲河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　五十六号　愛媛県宇和島市吉田町立間尻地先から愛媛県西予市宇和町卯之町四丁目地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　ビー・ビー・バックボーン株式会社　専務取締役　荘司　育男

住　所　東京都港区東新橋一丁目九番一号

三　他の管理者が行う管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十六年二月六日から本協定の存続する日まで

**○北海道開発局告示第二十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

北海道開発局長　澤田　和宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十一号及び四百五十一号